

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	幸手市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（主務課）	教育部学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令第 1 章第 1 節第 1 条の就学児童の学齢簿の編製	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国・本籍、6続柄、7宛名番号、8世帯番号、9保護者、10家族状況、11学校名、12入学・転学・卒業年月日、13世帯員情報	
記録範囲	市内小中学校生徒児童	
記録情報の収集方法	住民台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まれない ☐ 含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	教育部学校教育課
	所在地	幸手市東 4－6－8
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☒ 無 ☐ 有	
	※有の場合 ①該当する記録項目 ②当該法令の条項	—
個人情報ファイルの種別	☒	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	☐	政令第21条第7項に該当するファイル
	☒	無
	☐	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	—	
保有開始日	令和5年4月1日	
保有廃止日	—	
最終更新日	令和5年4月1日	